

妊婦のための支援給付について

すべての妊婦や子育て家庭が、安心して出産・子育てできるよう、身近で相談に応じ支援する妊婦等包括相談支援を充実させるとともに、子育て家庭の経済的支援として、妊婦支援給付金を交付します。出産・子育て関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などにご利用ください。

《妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業のイメージ》

妊婦等包括相談支援

面談

アンケート・面談または電話

面談



保健センター



親子（母子）健康手帳の交付



妊娠8か月ごろ



あかちゃん訪問

妊婦のための支援給付



妊婦支援給付金1回目



妊婦支援給付金2回目

	妊婦支援給付金1回目 (妊婦給付認定後)	妊婦支援給付金2回目 (こどもの人数の届出後)
支給対象者	妊娠している方	
給付金額	5万円	こどもの人数×5万円
申請時期	医療機関において妊娠が確認された後から	出産予定日の8週間前の日から
申請方法	親子（母子）健康手帳交付時に、豊山町妊婦給付認定申請書をお渡しします。記入して保健センターに提出してください。	乳児家庭全戸訪問時に豊山町胎児の数の届出書をお渡しします。記入して保健センターに提出してください。
必要書類	マイナンバーのわかるもの 本人名義の口座の通帳やキャッシュカード	本人名義の口座の通帳やキャッシュカード

※申請日時点で住民票のある市町村に申請してください。

※妊婦給付認定後に豊山町外に転出した場合には豊山町の妊婦給付認定は取り消されます。

転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

※流産・死産等の場合も妊婦支援給付金の給付対象となります。詳しくは保健センターにお問合せください。

【給付時期】

申請を受付した順に支給します。申請から給付金の振込までは、1か月ほどかかります。

※ 申請書に不備があった場合は、町から連絡します。

※ 支給に際しまして、振込日等を記載した、認定通知書又は支払通知書をお送りします。

問合せ・申請先：豊山町保健センター（開庁時間 平日8：30～17：15）

〒480-0292 豊山町大字豊場字新栄 260 番地

電話 0568-28-3150